

勤務時間外の電話対応の実施について

教職員の働き方改革について、本市においては、「ノー部活デー」や「学校閉庁日」を設定する等取り組んできました。また、平成30年2月9日、文部科学事務次官通知の中でも、教育委員会において取り組むべき方策の1つとして、「勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間管理の設定」が挙げられ、中央教育審議会では、勤務時間の上限設定等が議論されています。

これらのことを受け、来年度から、勤務時間外の電話対応について音声ガイダンスを導入することで、学校における業務の質的転換を図り、教職員が子どもと向き合える時間や教材研究等に取り組む時間を確保し、心身ともに健康でゆとりをもって充実した教育活動が行えるようにしていきます。

1 実施内容

○すべての小・中・養護学校において

(1) 全市一律で本年8月1日から実施します。

(2) 音声ガイダンスの設定時間は、基本的には全市一律とします。

・小学校・養護学校：平日午後6時～午前7時45分・土日祝日

・中学校：平日完全下校時間1時間後～午前7時45分・土日祝日

ただし、定時退勤日、ノー部活デー、テスト等の場合は、あらかじめ保護者に連絡し、勤務時間終了後の範囲において（例えば午後5時から）、より早い時間に設定することは可能とします。

2 実施方法

(1) ガイダンスの設定は手動とします。

台風等の災害時、学校行事や緊急対応、定時退勤日、ノー部活デー等、学校の状況に応じて、学校長が判断して時間の設定をできるようにします。

(2) 勤務時間外の学校外窓口は設置しません。

いじめ、虐待等は24時間ホットラインで対応しています。

※ガイダンス（例）

「本校へのお電話ありがとうございます。本日の電話受付時間は終了いたしました。恐れ入りますが、平日の午前〇時以降に改めておかけ直し下さい。」

3 周知方法

音声ガイダンスによる電話対応についての趣旨や実施内容等を、「広報あかし」及びHP等で広く市民に、また、各小・中・養護学校を通じ文書で保護者に周知します。

4 参考

県内では伊丹市の小学校、猪名川町の全小・中学校で導入されています。保護者・地域からの苦情等は特になく、学校からは業務が軽減されたとの効果が報告されています。